

東海理化グループ グリーン調達 ガイドライン



 **TOKAI RIKA**

Green
Purchasing
Guidelines

2025 年 3 月

目 次

I. はじめに	P 1
II. 当社の環境への取り組み	P 2
1. カーボンニュートラル戦略 2030	P 3
2. 環境取組みプラン	P 4
III. お取引先様へのお願い事項	P 5
1. 環境マネジメントシステムの構築	P 6
(1) 環境マネジメントシステムの構築	
(2) ライフサイクル全体での環境マネジメントの推進	
2. 当社に納入される部品・材料などの管理	P 8
(1) 製品含有に関わる環境負荷物質の管理（製品の梱包・包装材含む）	
① 開発・設計段階における環境負荷物質など、材料データの管理	
② 量産段階における環境負荷物質の管理	
③ 樹脂・ゴム部品の材質表示	
④ 環境負荷物質管理体制の整備	
(2) 工場・物流拠点で使用する環境負荷物質の管理	
① 納入・持込み材料の環境負荷物質の管理	
② 原材料・副資材の環境負荷物質の管理	
(3) 納入品の低CO ₂ 材料への変更（製品の梱包・包装材含む）	
3. 物流に関わるCO ₂ 排出量、梱包・包装材の削減	P 12
(1) 当社からの委託物流	
(2) お取引先様の納入物流	
4. お取引先様の事業活動に関わる環境取り組み	P 13
(1) 環境に関する法令の順守	
(2) 環境パフォーマンスの向上	
(3) 環境目標の設定	
化学物質関連法令	P 16
用語集	P 18

I. はじめに

私たち東海理化グループは、お取引先様との信頼関係に基づく相互発展を図りながら、経営理念である「お客様に喜ばれる商品を創造し、豊かな社会づくりに貢献する」に基づいた企業活動を行っております。

環境への対応としては、1993年より独自の中長期目標を定めて、温室効果ガスや廃棄物、環境負荷物質の削減などを推進し、人と環境にやさしい企業を目指した事業活動を展開しております。お取引先様にも当社の環境への取り組み方針をご理解いただくとともに、私たちと力を合わせて取り組みを実践いただくために、2003年に「グリーン調達ガイドライン」を発行し、その後、改訂を重ねてまいりました。

近年、地球温暖化に起因する気候変動に伴い、自然災害の被害規模が世界レベルで拡大しています。影響を最小限に留めるため、主要なCO₂排出源である自動車業界では、サプライチェーン全体のカーボンニュートラルに向けて全力でチャレンジしています。当社グループでは2050年CO₂排出量実質ゼロを達成するためのマイルストーンとして、カーボンニュートラル戦略2030を策定し、ライフサイクル視点での取り組みを強化しています。

「グリーン調達ガイドライン」では、エネルギーCO₂・温室効果ガスに関する環境目標の設定、納入品の低CO₂材料への変更対応を要請しています。これらの取り組みを進めるため、環境違反ゼロ、環境負荷低減等の取り組みを重要な基盤とし、更にお取引先様との連携を強化していきたいと考えております。

お取引先様におかれましては、目まぐるしい環境変化と環境活動の重要性をご理解の上、本ガイドラインに基づいた取り組みにご協力いただきますようお願い申し上げます。

株式会社東海理化
調達本部
調達本部長

近藤 太郎

Ⅱ. 当社の環境への取り組み

当社の環境活動は、経営理念に基づき、環境スローガンと環境ポリシーを以下のように定めています。その中の重要活動の1つとして、グリーン調達の推進があり、サプライチェーン全体での環境取り組みが必要です。私たちと力を合わせた環境活動の推進へのご協力をお願いします。

環境スローガン



環境ポリシー（2024年8月改訂）

1. 率先して全方位活動を推進

【全方位活動】 EMSを継続的に改善し、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブの活動をライフサイクル全体で推進

2. 未来につなぐ環境技術を追求

3. 法遵守のみに留まらず、地域の自然をより豊かに

4. 社会との輪を増やす・広げる

5. 一人ひとりが地球のための考動を

1. カーボンニュートラル戦略2030

当社は、脱炭素社会の構築を目的として、2050年までにCO₂排出量を実質ゼロにする新たな環境目標を設定しており、そのマイルストーンとして、カーボンニュートラル戦略2030を策定しています。従来から実施してきた工場CO₂削減から戦略を拡大し、製品・生産・調達・物流の観点からライフサイクル全体のカーボンニュートラルへの貢献を目指します。



製品戦略 LCAシステムの構築と運用、低CO₂材料の利用拡大、バイオマス材の利用拡大により製品CO₂を2030年までに10%削減、2040年までに30%削減

生産戦略 温室効果ガスの代替化、既存生産技術の改善、革新生産技術の開発導入により工場CO₂を2030年までに60%削減、再生可能エネルギー利用率を25%に拡大

物流戦略 物流の効率化、包装資材へのバイオマス材及び生分解性プラスチック採用拡大、2030年までに保有する物流トラックの50%以上を環境対応車へ切り替え

調達戦略 製品、生産、物流各戦略のお取引先様との連携により調達CO₂を2030年までに30%削減

2. 環境取り組みプラン

当社では、事業活動を通じて持続可能な社会の構築に貢献していくため、「脱炭素社会の構築」「循環型社会の構築」「自然共生社会の構築」の3つの柱で取り組みを推進しています。5か年毎の中期計画として環境取り組みプランを策定し、数値目標を掲げて環境パフォーマンスの向上に取り組んでまいります。



* 環境取り組みプランの取り組み項目と目標は、[当社ホームページ](#)に掲載しています。

Ⅲ. お取引様へのお願い事項

当社は、環境負荷の少ない製品・部品・原材料・副資材・梱包・設備などを優先して購入するグリーン調達活動を進めています。

お取引先様には、法令順守の他、環境面での取り組み強化への対応として、以下の表にまとめた内容について、確実な取り組みをお願いします。なお、取り組み状況については、Ⅳ.1項からⅣ.4項の記載内容に基づき、適宜ご確認させていただきます。

お取引先様へのお願い事項			○：対象のお取引先様					記載ページ
			製品・部品	原材料・副資材	梱包・包装材	物流	清掃・造園・設備・工事	
1. 環境マネジメントシステムの構築	(1) 環境マネジメントシステムの構築		○	○	○	○	○	P 6
	(2) ライフサイクル全体での環境マネジメントの推進		○	○	○	○	○	P 7
2. 当社に納入される部品・材料などの管理	(1) 製品含有に関わる環境負荷物質の管理（製品の梱包・包装材含む）	① 開発・設計段階における環境負荷物質など、材料データの管理	○	○				P 8
		② 量産段階における環境負荷物質の管理	○	○	○			P 8
		③ 樹脂・ゴム部品の材質表示	○					P 9
		④ 環境負荷物質管理体制の整備	○					P 9
	(2) 工場・物流拠点で使用する環境負荷物質の管理	① 納入・持込み材料の環境負荷物質の管理		○	○		○	P 10
		② 原材料・副資材の環境負荷物質の管理		○	○		○	P 10
	(3) 納入品の低CO ₂ 材料への変更（製品の梱包・包装材含む）		○	○	○			P 11
3. 物流に関わるCO ₂ 排出量、梱包・包装材の削減	(1) 当社からの委託物流				○	○		P 12
	(2) お取引先様の納入物流		○	○	○	○	○	P 12
4. お取引先様の事業活動に関わる環境取り組み	(1) 環境に関する法令の順守		○	○	○	○	○	P 13
	(2) 環境パフォーマンスの向上		○	○	○	○	○	P 13
	(3) 環境目標の設定		○	○	○	○	○	P 15

1. 環境マネジメントシステムの構築

当社は、環境保全活動を組織的に管理し、継続的改善に取り組んでいます。お取引先様においても環境保全活動を推進し、継続的な改善ができる環境マネジメントシステムの構築をお願いします。

(1) 環境マネジメントシステムの構築

製品 部品	原材料 副資材	梱包 包装材	物流	清掃・造園 設備・工事
○	○	○	○	○

お取引先様におかれましては、環境保全活動を推進し、継続的な改善が実現できる環境マネジメントシステムの構築及び環境リスクの軽減と、環境パフォーマンスの向上への取り組みをお願いします。

また、環境マネジメントの確実な推進のために、「ISO14001」、「エコアクション21」など（*1）環境マネジメントシステム外部認証の取得・継続更新をお願いします。

各社の外部認証の取得状況については、「環境マネジメントシステム調査票」にて、適宜確認させていただきます。

なお、サプライチェーン全体の環境マネジメントを推進するために、皆様のお取引先様への環境マネジメントシステムの確認、助言・指導とその先のお取引様への必要に応じた展開、啓発をお願いします。

関連して、お取引先様各社における環境パフォーマンスの現状を把握するため、「生産環境データ調査票」による1回/年の自主点検をお願いします。

生産環境データ調査票は、必要に応じて、提出を依頼させていただくとともに、管理状況確認のため、監査を実施させていただくことがあります。

（*1）該当する規格については都度ご相談願います。

<当社への提出書類>

提出書類	提出時期
環境マネジメントシステム調査票	新規口座開設時、または当社依頼時
生産環境データ調査票	

(2) ライフサイクル全体での環境マネジメントの推進

製品 部品	原材料 副資材	梱包 包装材	物流	清掃・造園 設備・工事
○	○	○	○	○

当社は、原料の調達から製品廃棄に至るライフサイクル視点で、製品の環境性を評価しながら、企業活動全般における環境影響の低減に努めています。この活動では、お取引先様を含むサプライチェーン全体における環境影響の把握が必要となります。

当社が選定した調査対象品に関連する製品・部品、原材料・副資材を納入されるお取引先様には、「部品製造環境データ調査票^(※2)」により、環境データの提供をお願いする場合があります。

(※2)「部品製造環境データ調査票」は、本ガイドラインには添付しておりません。
調査の際は、適宜、当社よりお送りします。

<調査項目および調査内容>

調査項目	データ調査対象	調査内容
部品製造環境データ (部品 1 個当たり)	当社選定部品	エネルギー使用量

<当社への提出書類>

提出書類	提出時期
部品製造環境データ調査票	8～9月（依頼は6～8月に実施）

2. 当社に納入される部品・材料などの管理

当社は、化学物質を使用する企業として、法や顧客対応のみならず、適切なリスク管理を推進しています。お取引先様においては、規制強化への対応や社内体制の構築、当社への情報提供など以下のご対応をお願いします。

(1) 製品含有に関わる環境負荷物質の管理（製品の梱包・包装材含む）

当社は、欧州 E L V、欧州 R E A C H、欧州 R o H S、化審法など、国内外における法規制に対応し、環境負荷物質の管理及びリサイクル率の向上への取り組みを推進しています。対象のお取引先様には、下記項目①～④に関する関連法令・当社標準類に添った製品の納入と使用実績の報告などをお願いします。

① 開発・設計段階における環境負荷物質など、 材料データの管理

製品 部品	原材料 副資材	梱包 包装材	物流	清掃・造園 設備・工事
○	○			

- 環境負荷物質の廃止・削減及び使用情報の管理は、当社技術標準 T R E S - D 0 1 1 0 「環境負荷物質管理要領」に従い、実施して下さい。
- 製品の材料・化学物質データは、指定期日までに J A P I A 統一データシート、I M D S、及び原材料成分調査書などへの入力をお願いします。
- 対象物質は G A D S L の最新版をご使用下さい。
- 当社は製品含有に関わる化学物質管理を、グローバルに展開しております。

② 量産段階における環境負荷物質の管理

製品 部品	原材料 副資材	梱包 包装材	物流	清掃・造園 設備・工事
○	○	○		

- 当社では、各種法規及び顧客の要求に基づき、主に下記の物質を管理しております。

鉛、カドミウム、水銀、六価クロム、アスベスト、P B B、P B D E（1 - 9）、デカ B D E、H B C D、D E H P、D B P、B B P、D I B P、P F O A、P F O S、ヒ素、D M F など
--

- 上記物質に関しては、廃止・削減の管理をお願いします。
- また、顧客からの依頼都度、環境負荷物質含有に関する調査、報告にご協力をお願いします。

③ 樹脂・ゴム部品の材質表示

製品 部品	原材料 副資材	梱包 包装材	物流	清掃・造園 設備・工事
○				

- 現在、欧州・日本・韓国・米国の法規制対応として「材質表示義務」があります。
- 当社は1992年より樹脂・ゴム部品に対して、国際統一規格に対応した材質表示を導入しています。100g以上の全樹脂、熱可塑性エラストマー、及び200g以上のゴム部品が対象です。
- さらに、上記対象質量未満についても、できる限り材質表示のご対応をお願いします。

④ 環境負荷物質管理体制の整備

製品 部品	原材料 副資材	梱包 包装材	物流	清掃・造園 設備・工事
○				

- 当社ホームページで公開している「環境負荷物質（SOC）管理体制セルフチェックシート」による1回/年の自主点検をお願いします。また、管理体制や2次仕入先等に変更があった際も自主点検をお願いします。
- 当社より適宜監査を実施させていただきますのでよろしくお願いします。

関連標準類と提出書類を以下にまとめましたので、内容を確認の上、ご対応をお願いします。

<関連標準類>

対象お取引先様	当社標準類（*3）
製品・部品 原材料・副資材 梱包・包装材	・ TRES-D0110「環境負荷物質管理要領」 ・ TRES-D0022「樹脂・ゴム部品への材質マーキング表示要領」 ・ TRES-P0499「工程で使用可能な油類の承認銘柄一覧」 ・ 副資材承認非承認リスト（当社ホームページで開示） ・ 仕入先における品質保証の手引書

（*3）TRES-D、TRES-Pに関連する資料の入手方法は「仕入先における品質保証の手引書」をご確認の上、当社サプライチェーン戦略部へお問い合わせください。

<当社への提出書類>

提出書類／入力データ	提出時期
JAPIA統一データシート、 IMDSへのデータ入力	部品開発・設計段階、及び 号口設計変更時（当社請求時）
原材料成分調査書	都度（当社請求時）
部品検査法／材料検査法	部品量産段階
梱包・包装材の「環境負荷物質非含有確認 結果報告書」又は顧客指定様式など	都度（顧客依頼時）

(2) 工場・物流拠点で使用する環境負荷物質の管理

当社は、生産工程以外も含め、拠点内で使用する環境負荷物質の自主的廃止・低減を積極的に進めています。対象のお取引先様は、当社の拠点で使用する納入・持込み材料、原材料^(※4)・副資材、梱包・包装材^(※5)について、化学物質の管理（廃止、削減など）をお願いします。

(※4) 物性変化により、環境に負荷を与える原材料のみ。

(※5) 物流拠点へ納入する梱包・包装材。

① 納入・持込み材料の環境負荷物質の管理

製品 部品	原材料 副資材	梱包 包装材	物流	清掃・造園 設備・工事
	○	○		○

- 納入・持込み材料（設備に付帯する油剤、農薬などの薬剤を含む）に当社ホームページで公開している「原材料・副資材への使用禁止物質リスト」に示す化学物質を含有させないようにお願いします。
- 梱包・包装材についても、防虫、防錆など化学物質の意図的放出を含む場合には、同様の管理をお願いします。

② 原材料・副資材の環境負荷物質の管理

製品 部品	原材料 副資材	梱包 包装材	物流	清掃・造園 設備・工事
	○	○		○

- 評価・試作品を含む、全ての原材料・副資材の新規採用計画時には、SDS（安全データシート）など事前検討に必要な情報を、製品登録システム（株式会社エコ・リサーチ P R T R - W O R L D）に入力をお願いします。
- 入力後、付与された製品識別コード（グローバルID）を、CN/CE戦略推進室へ連絡をお願いします。
- SDSの改訂時には、速やかに最新版をアップロードの上、CN/CE戦略推進室へ連絡をお願いします。
- システム入力が困難なお取引先様については、代理者による入力、または採用計画部署へのSDSの提出をお願いします。

関連標準類と提出書類を次ページにまとめましたので、内容を確認の上、ご対応をお願いします。

<関連資料類>

対象お取引先様	関連資料
原材料・副資材	・原材料・副資材への使用禁止物質リスト ・P R T R－W O R L Dシステムへの入会について ・P R T R－W O R L D管理物質リスト ・S D S説明資料
梱包・包装材	・原材料・副資材への使用禁止物質リスト ・環境負荷物質管理要領
設備・工事 清掃・造園	・原材料・副資材への使用禁止物質リスト ・S D S説明資料

<当社への提出書類>

提出書類／入力データ	提出時期
S D S／P R T R－W O R L Dへの入力	新規原材料、副資材 採用計画時
環境負荷物質非含有確認結果報告書	新規梱包・包装材 納入時

(3) 納入品の低C O 2材料への変更

(製品の梱包・包装材含む)

製品 部品	原材料 副資材	梱包 包装材	物流	清掃・造園 設備・工事
○	○	○		

当社は、納入品のC O 2を削減するため、材料まで踏み込んだ取り組みを進めており、対象のお取引先様には、梱包・包装材を含む納入品の材料変更をお願いする場合があります。

併せて、対象のお取引先様には、C O 2を削減するための積極的な材料変更の提案をお願いします。

C O 2削減の切り口	具体例
リサイクル材を積極的に活用することにより、材料製造時のエネルギー使用量を低減	・自社廃材を含有する樹脂／金属材料を購入
低C O 2材料を採用することにより、材料製造時、又は製品製造時のエネルギー使用量を低減	・材料製造C O 2が削減できる材料への変更 ・製品製造時の低温化による電力使用量低減
非化石資源材を採用することにより、材料製造時のエネルギー使用量を低減	・木材を原料としたバイオマス材に変更 ・セルロースナノファイバーの製品応用

3. 物流に関わるCO₂排出量、梱包・包装材の削減

当社は、サプライチェーンを含めた物流におけるCO₂排出量及び梱包・包装材の削減を積極的に進めています。対象のお取引先様においては、以下の項目についてのご対応をお願いします。

(1) 当社からの委託物流

製品 部品	原材料 副資材	梱包 包装材	物流	清掃・造園 設備・工事
		○	○	

製品・部品の物流を委託しているお取引先様は、CO₂排出量及び梱包・包装材の削減における当社の改善取り組みをご理解いただき、物流パートナーとして当社と一体となった改善推進にご協力をお願いします。

また、確実に改善を進めていくために、月々の実績及び原単位となる指標（燃料使用量、走行距離、燃費など）の集計、並びに活動推進状況の報告をお願いします。

<当社への提出書類>

提出書類	提出時期
CO ₂ 排出量の報告書	毎月 月初（当社依頼時）
梱包・包装材使用量報告書	

(2) お取引先様の納入物流

製品 部品	原材料 副資材	梱包 包装材	物流	清掃・造園 設備・工事
○	○	○	○	○

製品・部品、原材料・副資材・設備を納入するお取引先様は、当社への納入物流におけるCO₂排出量削減の取り組みをお願いします。さらに、梱包・包装材においても、当社の削減活動へのご協力をお願いします。

また、CO₂排出量の現状及び削減取り組みの効果を定量的に把握するために、月々の実績及び原単位となる指標（燃料使用量、走行距離、燃費など）の集計、並びに活動推進状況の報告をお願いします。

<当社への提出書類>

提出書類	提出時期
CO ₂ 排出量の報告書	毎月 月初（当社依頼時）

4. お取引先様の事業活動に関わる環境取り組み

当社では、当社単独での取り組みに加え、サプライチェーンを含めた環境取り組みの目標を設定し、各種環境改善に取り組んでいます。

お取引先様の事業活動においても、積極的な環境取り組みに努めていただきますようお願いします。

(1) 環境に関する法令の順守

製品 部品	原材料 副資材	梱包 包装材	物流	清掃・造園 設備・工事
○	○	○	○	○

お取引先様の事業活動における、環境に関する法令の順守をお願いします。

(2) 環境パフォーマンスの向上

製品 部品	原材料 副資材	梱包 包装材	物流	清掃・造園 設備・工事
○	○	○	○	○

お取引先様の事業活動における、以下の環境パフォーマンス向上の取り組みをお願いします。
当社への資料提出は不要ですが、取り組み状況については、「生産環境データ調査票」を通じ、適宜確認させていただきます。

① エネルギーCO₂排出量の削減

お取引先様やその先のお取引先様も含めて、ライフサイクル全体でのエネルギー使用量の低減に努めていきたいと考えております。生産非生産を問わず、電力や化石燃料の使用量低減や再生可能エネルギーの活用などによるエネルギーCO₂排出量の削減をお願いします。

CO ₂ 削減の切り口	具体例
＜既存生産技術の改善＞ 現時点の生産方法をベースとしてエネルギーのムダ取り	・ 放熱口スの低減 ・ 排熱を回収し再利用 ・ 非稼働停止の徹底
＜革新生産技術の開発・導入＞ モノのつくり方まで踏み込み根本から見直し	・ 熱処理方式の変更 ・ 塗装レス、エアレス、蒸気レス
＜生産エネルギーのムダを徹底排除＞ 現場でのエネルギー見える化によりムダを認識し改善に繋げる	・ ライン毎のエネルギー量を把握 ・ 非稼働停止の徹底 ・ 立上げ時間の最適化
＜再生可能エネルギーの利用＞ 使用電力に占める再生可能エネルギーの割合を増やす	・ 太陽光発電の導入 ・ 電力会社の再エネメニュー契約

② 温室効果ガス排出量の削減

地球温暖化に影響を与えている温室効果ガスとして、非エネルギー起源のCO₂、メタン、亜酸化窒素、HFCやPFCの代替フロン類、六フッ化硫黄および三フッ化窒素があります。生産工程における温室効果ガス使用量の把握、及び排出量の削減をお願いします。

③ VOC排出量の削減

光化学オキシダントの原因となるVOCにつきましても、使用材料の代替化や、回収などによる排出量の削減をお願いします。

④ PRTTR対象物質排出量の削減

地球環境全般に影響を及ぼす化学物質として法で定められている対象物質に対し、移動量・排出量の把握、及び排出量の削減をお願いします。

⑤ 廃棄物発生量の削減

事業活動に伴って発生する不用品に対して、リサイクルしやすい設計、不良率の低減、売却化などの推進をお願いします。

⑥ 水使用による環境影響の低減

将来の水資源枯渇を防ぐため、「使用量」と「水質汚濁防止」に対する環境影響の低減を検討し、計画を進めて下さい（水使用量などのデータ提供をお願いする場合があります）。

⑦ 自然共生社会構築への理解と取り組み

生物多様性や事業所周辺の環境保全にご配慮いただき、自然共生社会の構築に向けて、以下の取り組みをお願いします。

- 前述の①～⑥の取り組みによる、自然共生社会構築への間接的な貢献
- 自然の保全に取り組む地域、団体などとの協働・連携を含む、自然環境を良くする活動の実施例）植林・間伐などの緑化活動、河川美化活動、近隣の生態調査など

(3) 環境目標の設定

製品 部品	原材料 副資材	梱包 包装材	物流	清掃・造園 設備・工事
○	○	○	○	○

お取引先様は、環境パフォーマンスの向上を目指した環境目標の設定をお願いします。

併せてステークホルダーも含めた第三者も入手可能なように、できる限り開示をお願いします。

① エネルギーCO₂排出量、温室効果ガス排出量

将来的なカーボンニュートラル実現を見据えた環境目標の設定をお願いします。

② 廃棄物発生量

埋立廃棄物の削減及びリサイクル率の向上をねらいとした環境目標の設定をお願いします。

化学物質関連法令

(1) 欧州REACH規則

(Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals Regulation)

2007年に発効した「化学品の登録、評価、認可及び制限に関する規則〈(EC) No 1907/2006〉」。化学物質管理の企業責任を明確に求めており、この規制のもと、企業は自社で使用・含有する化学物質の把握・リスク評価及びサプライチェーンを通しての管理が義務付けられている。

(2) 欧州CLP規則

(Regulation on Classification, Labeling and Packaging of substances and mixtures)

2009年に発効した「化学品の危険性分類と表示、梱包規則〈(EC) No 1272/2008〉」。化学物質の危険性分類や表示を国際調和ルール（GHS）に基づく仕組みに変更するもの。欧州での化学品の製造者・輸入者は、本規則に従って、化学物質の有害危険性分類や行政への届出、表示、適切な梱包をすることが求められる。

(3) 欧州ELV指令 (End-of Life Vehicles)

2000年に発効した「使用済み自動車（ELV）指令（2000/53/EC）」。

使用済み自動車による環境負荷低減のために、製品中の化学物質の使用制限と高いリサイクル率を確保するための、回収ネットワークの構築などを定めている。製品含有化学物質については、信頼性の観点で代替品がない用途には、適用除外の項目もある。

(4) 欧州RoHS指令

(Restriction of Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment)

2003年に発効した「電気・電子機器における特定有害物質の使用制限に関する指令〈(2002/95/EC)〉」。電気・電子機器に含まれる鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB（ポリ臭化ビフェニル）、PBDE（ポリ臭化ジフェニルエーテル）などの有害物質の使用を制限するもので、これにより廃棄物のリサイクルを促進し、環境および人の健康への影響を低減することを目的としている。

(5) 欧州包装材指令

1994年に発効した「包装及び包装廃棄物に関する指令（94/62/EC）」。

使用済み包装廃棄物による環境負荷低減のために、製品中化学物質の使用制限と高いリサイクル率を確保するための回収・リサイクルシステムの構築などを定めている。

(6) 米国TSCA法 (Toxic Substances Control Act)

1976年に制定された「化学物質による人の健康・環境への被害軽減を目的とした法律」。

同法に基づき、米国EPA（環境保護庁）は化学物質、混合物に関する情報管理（報告・保持）、試験評価要求、制限及び特定の化学物質の製造・輸入・使用・廃棄を規制管理している。

化学物質関連法令（つづき）

（7）化審法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）

化学物質の蓄積性や分解性、毒性を審査・規制し、生物への被害を防止するために、新たな工業用化学物質（新規化学物質）について事前審査を行い、化学物質の有害性に応じて輸入や製造について規制している。

（8）P R T R（Pollutant Release and Transfer Register）

指定された有害物質を一定量以上取り扱う事業所から、排出または移動した化学物質の量を把握、集計、公表する制度。

用語集

(1) グリーン調達

環境への負荷低減に、継続的に取り組まれているお取引先様から、環境負荷の少ない部品、材料、副資材、事務用品（用度品）などを優先的に調達すること（物流サービス、機械設備なども対象）。

(2) 原材料

鋼板、鋼材、非鉄金属材、樹脂材など、お取引先様及び当社生産工場で使用され製品の一部分となるもの。

(3) 副資材

切削油、離型剤、オイル、洗浄液など、お取引先様及び当社生産工場で使用されるが、製品の一部とはならない材料。ただし、はんだ、接着剤、封止剤、グリースは、製品に含まれるが、副資材とみなす。

(4) 梱包・包装材

当社に直接納入する梱包・包装材、及び製品・部品を輸送する際に使用する梱包・包装材。

(5) L C A (Life Cycle Assessment)

製品・サービスの環境負荷を、設計から廃棄段階まで、ライフサイクルで環境影響を評価する手法。もしくは、製品システムのライフサイクル（原材料取得、又は天然資源の産出から最終処分まで）を通じたインプット、アウトプット及び潜在的な環境影響のまとめ、並びに評価。

(6) S O C (Substances of Environmental Concern)

環境や人に負荷（有害）を与える化学物質の総称。

(7) V O C (Volatile Organic Compounds)

揮発性有機化合物。塗装や接着剤の溶剤など、常温常圧で揮発しやすい有機化合物。

(8) J A P I A統一データシート

製品中に含有する材料・化合物の調査に使用する目的で、一般社団法人 日本自動車部品工業会（J A P I A）にて合意された帳票。

J A P I A統一データシート及び関連文書は

<https://www.japia.or.jp/work/kankyou/japiasheet/> から入手可。

(9) G A D S L (Global Automotive Declarable Substance List)

I M D S 申告時に利用する、日米欧の自動車、部品、化学メーカーで合意された、業界共通の管理化学物質リスト。G A D S L の最新版は <http://www.gadsl.org/> から入手可。

(10) S D S (Safety Data Sheet)

安全データシート。化学物質や、化学物質が含まれる原材料などを安全に取り扱うために、必要な情報を記載したもの。日米欧中など、各国G H S 制度に沿った記載が、要求されている。

用語集（つづき）

(11) GHS (Globally Harmonized System of Classification and Labeling of Chemicals)

化学品の分類及び表示に関する世界的な統一ルール（国内規格は JIS Z 7253）。化学品を危険有害性の種類と程度により分類し、その情報が一目でわかるよう、ラベルによる表示や、SDSの提供を行う事が定められている。詳しくは、環境省のサイト <http://www.env.go.jp/chemi/ghs/> を参照。

(12) PBB（ポリ臭素化ビフェニル）、**PBDE**（ポリ臭素化ジフェニルエーテル）、**デカBDE**（デカ臭素化ジフェニルエーテル）

臭素系難燃剤。使用用途は内装材、シート、カーペット、電気・電子部品など。

(13) HBCD（ヘキサブロモシクロドデカン）

臭素系難燃剤。使用用途はシート表皮など。

(14) PFOS（パーフルオロオクタンスルホン酸類）

フッ素系界面活性剤。使用用途は、半導体、金属めっき、電気・電子部品など。

(15) DMF（フマル酸ジメチル）

梱包材の防かび剤として利用されているケースがあり、欧州では使用が禁止されている。

(16) 自然共生社会

人間社会の営みにより、自然環境に何らかの影響を与えている中で、生物多様性を維持し、自然循環の恩恵を受ける形で、社会経済活動と自然が調和され、自然の恵みを将来に渡って受け続けられる社会のこと。

(17) 生物多様性

生きもののたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性への具体的な対応としては、資源採掘からの、サプライチェーンへの生物多様性配慮の啓発、敷地を利用したビオトープや緑化、希少動植物の保護繁殖、化学系農薬や肥料の使用量低減など多岐に及ぶ。

(18) サプライチェーン

原料の調達から販売まで製造した製品が、消費者に届くまでの企業間の連携を含む全体的な流れのこと。設計・開発工程や廃棄までを含む場合もある。

(19) カーボンニュートラル

事業活動により発生したCO₂等の温室効果ガス排出量を、森林吸収やCO₂の回収・貯留等により、全量分吸収して差し引きゼロにすること。

(20) IMDS (International Material Data System)

インターネット上で使用物質情報を登録／確認する為のシステムであり、自動車業界で利用されている。

用語集（つづき）

(21) サーキュラーエコノミー

製品、素材、資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、生産と消費における資源の効率的な利用を促進することによって資源利用に伴う環境影響を低減し、廃棄物の発生および有害物質の環境中への放出を最小限にする経済システム。

(22) ネイチャーポジティブ

2020 年を基準として、2030 年までに自然の損失を食い止め、反転させ、2050 年までに完全な回復を達成するという世界的な社会目標。

発行部署

株式会社東海理化

調達本部 サプライチェーン戦略部

発行 / 2003年10月

改訂1 / 2005年 2月

改訂2 / 2009年 6月

改訂3 / 2011年12月

改訂4 / 2015年 4月

改訂5 / 2016年12月

改訂6 / 2021年10月

改訂7 / 2025年 3月

<補足>

1. お取引先様からご提供いただいた報告書などの書類は、外部へ公表する事はありません。
2. 本ガイドラインの内容は、法規制、社内規程などの改訂により、変更する場合がありますので、下記の当社ホームページで随時ご確認をお願いします。

<https://www.tokai-rika.co.jp/company/supply/green/>

3. 本ガイドラインに関してのお問合せは、下記をお願いします。

株式会社東海理化 調達本部 サプライチェーン戦略部 調達企画室 TEL : (0587) 95 - 6972



株式会社 東海理化